

保有個人情報開示請求不承認決定処分にかかる審査請求について（答申）

1 審査会の結論

審査請求人が、令和3年12月20日付けで青梅市長（以下「実施機関」という。）に対して提起した、同年9月21日付け青総文第●号で実施機関が行った保有個人情報開示請求不承認決定処分にかかる審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、これを棄却すべきである。

2 本件事案の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年9月8日、実施機関に対し、青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定にもとづき、「平成30年3月26日付け標記事務（●●に関する事務）に関する青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会会長（以下「会長」という。）への再審議申し立てについて、平成30年5月10日付けで会長に報告した者の氏名および報告にかかる一切の関係書類」を対象情報（以下「本件対象情報」という。）とする保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 実施機関は、令和3年9月21日、本件対象情報は不存在であるとして、保有個人情報開示請求不承認決定処分（以下「本件処分」という。）をし、保有個人情報開示請求諾否決定通知書（青総文第●号）により審査請求人に通知し、同月22日、審査請求人は本件公開請求にかかる本件処分があったことを知った。
- (3) 審査請求人は、令和3年12月20日、本件処分を不服とし、本件審査請求をした。
- (4) 実施機関は、令和4年1月7日、本件審査請求について、青総文第●号により、青梅市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に弁明書（青総文第●号）の写しを添えて諮問をした。
- (5) 前記(4)の諮問を受けた審査会は、令和4年1月21日、当該諮問に添付された弁明書の写しについて、青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年条例第32号）第9条第1項の規定にもとづき、審査請求人に送付の上、同条例第6条第4項の規定にもとづき、実施機関からの弁明書に対する反論書（以下「反論書」という。）の提出を

求めた。

(6) 前記(5)の求めを受けた審査請求人は、令和4年3月15日、審査会に反論書を提出した。

(7) 審査会は、令和4年4月5日、本件審査請求にかかる会議を開催し、審査請求人による口頭意見陳述、実施機関による説明および委員による協議を行った。

3 争点

本件審査請求の争点は、本件対象情報が実施機関に存在するか否かである。

4 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

条例にもとづき審査請求人が行った本件公開請求に対し、実施機関が令和3年9月21日付けで行った本件処分について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求にかかる処分は、次のとおり違法不当である。

ア 書類は作成していないとの理由により、報告した者の氏名について不開示としていること

イ 報告を行ったといいながら、その結果を示す書類は作成していないのでは理由にならないこと。

(3) 審査請求人の補足的主張

反論書および口頭意見陳述における審査請求人の補足的主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

ア 書類は作成していないとの理由により不開示としたことは理解できず、報告した者の氏名を開示すべきであること。

イ 報告が口頭によるものであっても、報告結果について、審議会の事務局を担当する文書法制課として、記録保存することは当然の責務であること。

5 審査請求に対する実施機関の説明要旨

平成30年3月26日付けで提出された、青梅市情報公開・個人情報

保護運営審議会会長（以下「会長」という。）宛て、●●に関する再審議申立書（以下「再審議申立書」という。）については、平成30年5月10日に会長に対し、口頭により報告を行ったものであり、当該報告にかかる報告者の氏名を記載した書類および報告に関する書類は作成していない。

6 審査会の判断

当審査会は、次のとおり判断する。

(1) 本件対象情報の保有の有無について

条例第13条第1項にもとづき自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるのは、実施機関が保有している保有個人情報であるから、ある保有個人情報の開示請求権が発生するためには、実施機関において当該保有個人情報を保有していることが必要であり、実施機関が保有個人情報を保有していることは、当該保有個人情報の開示請求権発生要件といえることができる。

本件についてみると、実施機関は、本件対象情報が不存在である理由について、「平成30年3月26日付けで提出された青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会会長への再審議申立書については、平成30年5月10日に同審議会会長に対し報告を行いました。報告した者の氏名および報告にかかる書類は作成していないため、請求のあった公文書は存在しません。」としている。

審査会として実施機関に聴取した結果、本件対象情報を作成しておらず、当初から保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められなかった。

よって、本件処分において、本件対象情報不存在を理由とした点に違法性または不当性があるということとはできない。

(2) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、報告が口頭によるものであっても、審議会の事務局を担当する文書法制課として、報告結果を記録保存することは当然の責務であると主張している。

しかしながら、当審査会は、本件審査請求にかかる本件処分の当否について答申を行う機関であり、本件処分にかかる本件開示請求で対象としていない事務手続に関する当否については、当審査会の

判断の及ぶところではなく、本件処分に対する当審査会の判断に影響するものではない。

イ なお、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

7 結論

以上により、本件開示請求を不存在とした本件処分は妥当であるから「1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和4年7月7日

青梅市情報公開・個人情報保護審査会

伊 東 健 次（会長）

飛 弾 直 文

齊 藤 和 弥